臨時株主総会招集ご通知

開催日時　2026年12月４日（金曜日）午後２時（受付開始：午後１時）
開催場所　川崎市幸区大宮町１番地５　カワサキデルタ　JR川崎タワーオフィス棟３階
ステーションコンファレンス川崎　Room D

目　次

臨時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類
第１号議案　吸収分割契約の承認の件 …… 5
第２号議案　定款の一部変更の件（１）…… 23
第３号議案　株式交換契約の承認の件 …… 24
第４号議案　定款の一部変更の件（２）…… 34
第５号議案　資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の件… 44
第６号議案　経営統合に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件…… 45
第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 …… 51
第８号議案　経営統合に伴う監査等委員である取締役１名選任の件… 53
第９号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件… 56
第10号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件… 57
第11号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件… 59
第12号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件… 62
第13号議案　資本準備金の額の減少の件 …… 67

定時株主総会と開催時刻が異なりますので、ご来場の際はご注意下さい。

三菱化工機株式会社

証券コード：6331

(証券コード 6331)
2026年11月19日

株 主 各 位

川崎市川崎区大川町２番１号
（本社事務所
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア東館）
三菱化工機株式会社
代表取締役
社長執行役員　田 中 利 一

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://www.kakoki.co.jp/ir/stocks/shareholdersmeeting/

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトの他、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（三菱化工機）又は証券コード（6331）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/ＰＲ情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送下さるか、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2026年12月３日（木曜日）午後５時35分までに到着するよう議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1.　日　　時　2026年12月４日（金曜日）午後２時（受付開始：午後１時）

2.　場　　所　川崎市幸区大宮町1番地５
カワサキデルタ　JR川崎タワーオフィス棟3階
ステーションコンファレンス川崎　Room D

3.　目的事項

決議事項

第１号議案　吸収分割契約の承認の件
第２号議案　定款の一部変更の件（１）
第３号議案　株式交換契約の承認の件
第４号議案　定款の一部変更の件（２）
第５号議案　資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の件
第６号議案　経営統合に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第８号議案　経営統合に伴う監査等委員である取締役１名選任の件
第９号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第10号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第11号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
第12号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件
第13号議案　資本準備金の額の減少の件

4.　議決権の行使について

(1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
(2) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
(3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
(4) インターネットにより議決権を行使される場合は、４頁「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照下さい。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、従前どおり株主総会資料を書面でお届けしております。但し、法令及び当社定款第15条の定めにより、株主総会参考書類「第３号議案　株式交換契約の承認の件」に関する事項のうち、月島ホールディングス株式会社の最終事業年度（2026年3月期）に係る計算書類等の内容につきましては、本招集ご通知記載の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、お届けする書面には記載しておりません。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時30分から午前４時30分までは取り扱いを休止します。）

（2）インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）インターネットによる議決権行使は、2026年12月３日（木曜日）の午後５時35分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

（1）パソコンによる方法

・議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

（2）スマートフォンによる方法

・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以 上



事前にインターネットで議決権行使いただいた株主様には、
議案の賛否に関わらず、抽選で200名様に電子ギフト
（500円相当）を贈呈いたします。応募方法はこちら⇒ https://youtu.be/Vxj8vOCGMQ8

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案 吸収分割契約の承認の件

当社と月島ホールディングス株式会社（以下「月島ホールディングス」といい、当社と月島ホールディングスを総称して「両社」といいます。）は、2026年９月30日付「三菱化工機株式会社と月島ホールディングス株式会社の経営統合に関する経営統合契約及び株式交換契約の締結、並びに三菱化工機株式会社の吸収分割による持株会社体制への移行、商号変更その他の定款の一部変更及び代表取締役の異動に関するお知らせ」（以下「本経営統合プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、2027年４月１日（予定）をもって、対等の精神に基づいた経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を実施すべく、①当社を吸収分割会社、2026年９月30日付で設立した当社の完全子会社であるＭＫＫネクスト株式会社（以下「分割準備会社」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、当社を持株会社化するために必要な一部の機能に係る事業を除く一切の事業（以下「本承継事業」といいます。）に関する権利義務を分割準備会社に承継して当社を持株会社化し、②本吸収分割の効力発生を条件として、両社による株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施し、③当該持株会社の下で一連の取引（詳細は、下記「２．本経営統合の要旨」の「（１）本経営統合の方式」をご参照ください。）を実施して、グループ内の事業を再編することに合意し、当社は、2026年９月30日開催の取締役会決議により、月島ホールディングスとの間で、両社の対等の精神に基づいた経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）及び本株式交換に関する株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を、分割準備会社との間で、本吸収分割に関する吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を、それぞれ締結いたしました。

つきましては、本議案において、本吸収分割契約のご承認をお願いするものであります。

１．本吸収分割を行う理由

（１）本経営統合の背景

当社は、1935年に化学機械専門メーカーとして設立され、現在は、プラント・環境設備の設計・建設を中心とするエンジニアリング事業と、遠心分離機等の各種単体機器の製造・販売を行う単体機械事業を展開しております。エンジニアリング事業では、都市ガス、水素、石油化学、半導体関連材料及び水処理等の幅広い産業分野に対し、水素製造装置の供給や、プラントの設計・建設、製品・設備の提供からアフターサービスまで総合的なソリューションを提供しております。単体機械事業では、創業時から培ってきた「固液分離技術」をもとに、高い国内外シェアを有する船舶用油清浄機をはじめ、医薬、食品、化学等の様々な分野における産業機械の製造・販売からアフターサービスを一貫して提供しております。加えて、「三菱化工機グループ経営ビジョン2050」で掲げる、４つの戦略的事業領域（「持続可能な循環型社会推進事業」「水素を核としたクリーンエネルギー事業」「デジタルを活用した省力・省エネ事業」「水・食・自然災害等の課題解決に向けた次世代技術開発事業」）の実現に向け、既存事業から切り出したGX事業として成長領域に再定義し、これを長期成長戦略の中心に据えてビジネス展開の加速・拡大を進めておりま

す。
一方、月島ホールディングスは、1905年に産業機械メーカーとして創業し、現在は公共水インフラ向け機械・プラントを主要マーケットとする水環境事業と、産業インフラ及び環境関連の機械・プラントを主要マーケットとする産業事業を展開しております。水環境事業では、浄水場・下水処理場等の水インフラ設備に関する単体機器・プラントの設計・建設からO&M（運転管理・メンテナンス）を含むライフサイクルビジネスまで一貫して提供しております。2023年にはJFEエンジニアリング株式会社との国内水エンジニアリング事業の統合により月島JFEアクアソリューション株式会社を設立し、水環境事業におけるシナジー創出や官民連携事業への対応力強化を推進しております。一方、産業事業では、化学、ライフサイエンス、エネルギー分野等に向けた単体機器及びプラントの提供に加え、産業廃棄物・半導体向け廃水処理及びリサイクル分野にも事業を展開しております。近年では、ケミカルリサイクル分野や電子材料等の高機能材料分野向けの単体機器の拡販及びアフターセールスの強化に取り組んでおります。
当社と月島ホールディングスの関係は古く、当社は三菱グループ各社と月島ホールディングス（当時の月島機械株式会社）の出資により設立されました。両社は、産業機械の国産化という共通の志のもと、おおよそ一世紀にわたり切磋琢磨を続け、ともに発展してきた歴史を有しております。また、各種単体機器の製造・販売という、いわゆる「ものづくり」を原点とする企業文化に加え、エンジニアリング及びアフターサービスを軸とする事業モデルにおいても高い親和性を有しております。

以上のように、両社はともにエンジニアリング・産業機械領域及び水環境領域において事業を展開しておりますが、昨今、カーボンニュートラルの実現や資源循環といった持続的な社会への貢献に向けた社会的要請が高まるとともに、国内市場においては、人口減少による中長期的な市場縮小や人材不足・技術承継といった課題が顕在化しており、企業は競争力の強化や経営資源の有効活用が求められております。
当社は、単体機械事業において国内外で高いシェアを有する船舶用油清浄機をはじめとした多様なラインナップとアフターサービス体制を強みとして高い収益性を確立しております。一方で、水処理を含むエンジニアリング事業においては競争環境の厳しさが増しているほか、今後市場拡大が見込まれるウォーターPPP等の官民連携事業への対応力強化が課題となっております。また、月島ホールディングスは、水環境事業において汚泥処理分野を中心とした充実した製品ラインナップや下水汚泥焼却炉等の国内トップクラスの市場シェアを有するとともに、PFI・DBO事業等の官民連携事業において豊富な実績があります。一方、産業事業においては、事業規模の拡大と収益力のさらなる向上が課題となっております。
このような認識の下、当社及び月島ホールディングスは、お互いの強み・課題が補完関係にある両社がそれぞれの強みとする経営資源を結集し、リソースの集約化を図ることで事業効率及び競争力・品質を高度化させ、今後の社会産業構造の変化に対応しつつ成長市場の取り込みを目指しうる形で収益力の強化により強固な事業基盤を構築することが、厳しさを増す競争環境に対応しつつ持続的な企業価値の向上及びすべてのステークホルダーへの一層の貢献に資するとの認識で一致し、両社対等の精神において本経営統合を行うことを決定いたしました。

（2）本経営統合の目的及び取り組み
本経営統合により、両社が長年にわたり培ってきた技術力・顧客基盤及び事業のノウハウ等の経営資源を新たな一体体制のもとで最大限活用するとともに、三菱グループの一員としての信頼とブランド力を背景に、『水・エネルギー・産業インフラを支える機械・エンジニアリングのリーディングカンパニー』を目指し、強固な事業基盤の構築と企業価値のさらなる向上を実現してまいります。具体的には、以下の取り組みを推進してまいります。

①両社の強みを活かした事業基盤の強化（既存領域）
両社は、単体機器、エンジニアリング及び水環境事業を共通の事業領域としながら、それぞれ異なる強みと競争優位性を有しております。本経営統合により、単体機器の開発・設計・製造からアフターサービスに至るまでのバリューチェーンを強化するとともに、両社の顧客基盤を活用したクロスセルを通じて、さらなる収益基盤の拡充を図ってまいります。

・単体機器事業
当社は、単体機械事業において国内外で高いシェアを有する船舶用油清浄機をはじめ、多様な製品ラインナップと充実したアフターサービス体制を強みとして、高い収益性を確立しており、月島ホールディングスは、晶析装置や乾燥機、ろ過機、攪拌機等競争力のある製品ラインナップを有しております。
本経営統合により、両社の製品ラインナップ及び顧客基盤を相互に活用することで、販売機会の拡大を図ってまいります。具体的には、当社の遠心分離機・ろ過機を月島ホールディングスグループ各社の既存顧客へ、月島ホールディングスの晶析装置や乾燥機を当社の既存顧客へ提案する等のクロスセルを推進し、両社の機器を組み合わせた最適なプロセス提案を行うことで、顧客への提案力の向上を図ってまいります。一例として、当社の分離機の後段工程に月島ホールディングスの乾燥機を組み合わせることで、省スペース化や工期短縮を実現した高付加価値なユニット提案等が挙げられます。
さらに、単体機器の製造拠点、アフターサービス網及び研究開発拠点の最適化を進めるとともに、デジタル技術の活用による生産性向上を推進し、競争力のさらなる強化を図ってまいります。

・エンジニアリング事業
両社は、化学・ライフサイエンス・エネルギー・半導体・水素等の産業分野において、それぞれ独自の強みと顧客基盤を有し、プラントエンジニアリング及びアフターサービスを幅広く提供しております。
本経営統合により、両社が有する人材、技術及びノウハウを最適に活用することで、より大型な案件への対応力及び提案力を強化し、受注機会の拡大を図ってまいります。また、処理工程における自社製機器の採用拡大やアフターサービスの強化を通じて、収益力の向上を推進いたします。
環境関連分野においては、月島ホールディングスが強みを有する廃棄物処理設備や廃水処理設備を当社の顧客基盤へ展開することで、新たな事業機会の創出と事業領域の拡大を図ってまいります。

・水環境事業
月島ホールディングスは、水環境事業において汚泥処理分野を中心とした充実した製品ラインナップを有しているほか、下水汚泥焼却炉等において国内トップクラスの市場シェアを有しております。また、PFI・DBO事業をはじめとする官民連携事業においても豊富な実績を有しております。
本経営統合により、月島ホールディングスが蓄積した官民連携事業に関する知見及びノウハウを活用し、大型案件のさらなる獲得を目指すとともに、両社が強みを有する地域・顧客基盤を補完することで事業規模の拡大に取り組んでまいります。また、運転管理分野においては、月島ホールディングスが有する水インフラ向け遠隔監視システムやAI・IoTを活用したロボット点検等のDXソリューションを当社の運転管理受託施設に展開することで、運転管理業務の効率化及びサービス品質のさらなる向上を図ってまいります。加えて、運転管理人材の不足といった社会的課題への対応にも取り組み、持続可能な水インフラ運営に貢献いたします。

②シナジーを活かした新たな成長機会の創出（成長領域）
今後の成長ドライバーとして位置付けるGX分野及び高機能材料分野において、両社の技術、製品及び顧客基盤を融合した高付加価値ソリューションの創出を推進いたします。
象徴的な取り組みとして、下水処理場を起点とした「水・エネルギー・資源循環ソリューション」の展開が挙げられます。当社は、水素製造技術に関する豊富な知見と高い競争力を有しているほか、二酸化炭素回収技術にも取り組んでおります。一方、月島ホールディングスは、下水汚泥の消化（メタン発酵）、バイオガス発電及び汚泥燃料化等、下水資源の有効利用に関する豊富な実績とノウハウを有しております。下水汚泥由来のバイオガス、水素製造や回収した二酸化炭素の利活用等、本経営統合を通じて両社の技術を組み合わせることで、クリーンエネルギーの創出、カーボンニュートラルの実現及び資源循環の推進を同時に実現する新たな統合型ソリューションの創出を目指してまいります。また、これらの技術は公共水インフラ分野にとどまらず、産業排水処理設備等の環境関連分野への展開も期待できることから、GX分野における新たな事業機会の創出につながるものと考えております。このような技術融合を通じて、地球温暖化防止をはじめとする社会課題の解決に貢献するとともに、持続的な成長を支える新たな収益基盤の構築を目指してまいります。
上記の取り組みを通じたオーガニックな成長に加え、国内外で進展する業界再編への対応として、M&Aを通じたインオーガニック成長も積極的に推進してまいります。また、海外事業においても、東アジアやASEAN地域を中心に、両社が有する技術、人材及び営業ネットワークを活用し、事業展開を加速させてまいります。加えて、三菱グループが有する幅広い顧客基盤や事業ネットワークとの連携を強化することで、新たな事業機会の創出を図り、さらなる成長を実現してまいります。

③経営基盤の高度化と共創による企業価値創造
新たな持株会社体制のもとでコーポレートガバナンス及び経営管理体制の高度化を推進してまいります。コーポレート機能の生産性の向上のために人材配置の最適化や基幹システムの統廃合を図ってまいりま

す。一方、EPC・製造・アフターサービス等のライン機能においては、AIやロボティクス等最新のデジタル技術を導入することにより効率化を進め、コスト競争力の向上を実現してまいります。
さらに、両社間の人材交流や共同プロジェクトの推進を通じて経営資源の融合を促進するとともに、各分野の専門性を高め合うことで、新たな価値創造を支える共創型企業文化の醸成を図ってまいります。こうした取り組みを通じて、持続的な成長を支える強固な経営基盤の構築を目指してまいります。

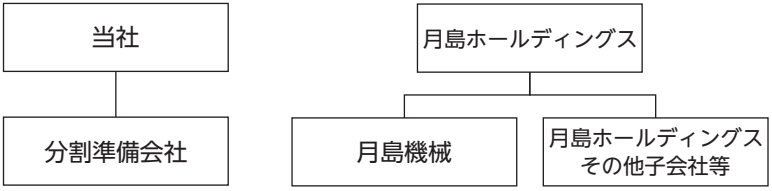
上記①～③の取り組みを着実に推進することにより、本経営統合によるシナジー効果を最大化し、2036年３月期においてはグループ経営目標として売上高：3,500億円、営業利益：300億円以上を目指してまいります。うち、シナジー効果につきましては、2036年３月期を目途に、売上高：500億円、営業利益：80億円が発現する見込みです。

２．本経営統合の要旨
（１）本経営統合の方式
本経営統合契約において、両社は、本経営統合の形式について、大要以下のとおり合意しております。なお、本経営統合の方式については、下記の参考図もご参照ください。

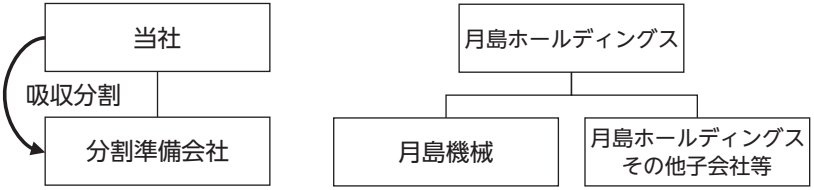
①当社は、2027年４月１日（予定）付で、当社を吸収分割会社とし、分割準備会社を吸収分割承継会社とする本吸収分割を行うことにより、本承継事業に関する権利義務を分割準備会社に承継します。
②当社及び月島ホールディングスは、2027年４月１日（予定）付で、本吸収分割及び第2号議案「定款の一部変更の件（１）」が原案通り承認可決され、効力が発生することを条件として、当社を株式交換完全親会社、月島ホールディングスを株式交換完全子会社とする本株式交換を行い、本株式交換の効力発生を条件として、当社は三菱月島化工機ホールディングス株式会社（以下「共同持株会社」といいます。）に、分割準備会社は三菱化工機株式会社（以下「新・三菱化工機」といいます。）に商号を変更する予定です。
③グループ会社管理の効率化を図る観点から、中間（純粋）持株会社を存続させることを避けるべく、共同持株会社を吸収合併存続会社、月島ホールディングスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併①」といいます。）を行う予定です。本吸収合併①の効力発生日は2027年７月１日を予定しております。
④両社の産業機械領域の事業はそれぞれ新・三菱化工機と月島機械株式会社（以下「月島機械」といいます。）が行うことになりますが、これを新・三菱化工機に集約させ、新・三菱化工機を共同持株会社グループにおける産業機械事業を主として営む事業子会社とすることを目的として、新・三菱化工機を吸収合併存続会社、月島機械を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併②」といいます。）を行う予定です。本吸収合併②の効力発生日は2027年７月１日を予定しており、本吸収合併②の効力発生を条件として、新・三菱化工機は三菱月島化工機械株式会社（以下「三菱月島化工機械」といいます。）に商号を変更する予定です。

※参考図

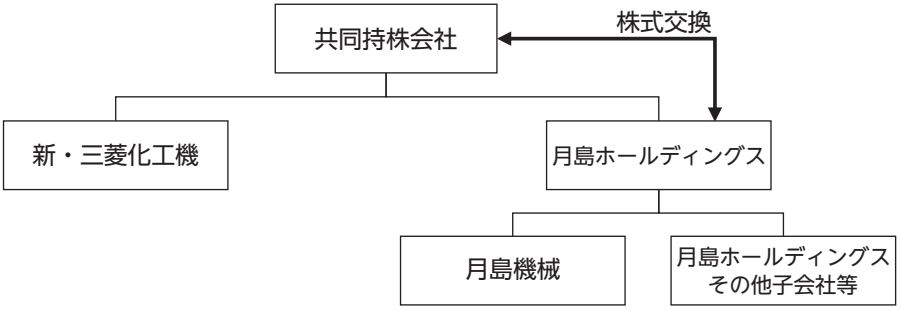
＜現状＞



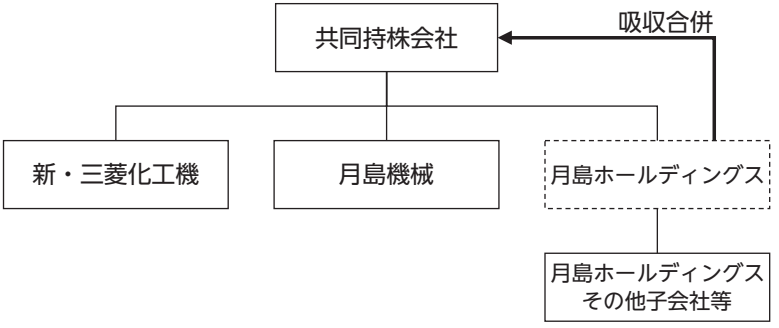
＜本吸収分割（2027年４月１日（予定））＞



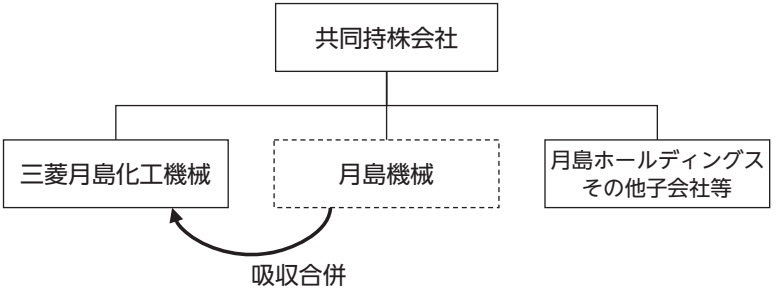
＜本株式交換（2027年４月１日（予定））＞



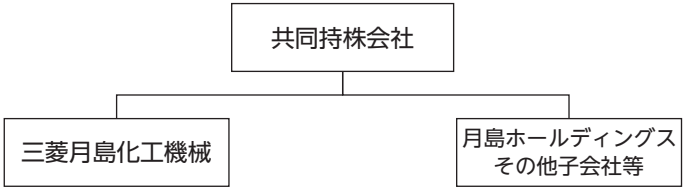
＜本吸収合併①（2027年７月１日（目途））＞



＜本吸収合併②（2027年７月１日（目途））＞



＜本吸収合併②後＞



３．本吸収分割契約の内容
本吸収分割契約の内容は、次のとおりであります。

吸収分割契約書（写）

三菱化工機株式会社（以下「甲」という。）及びMKKネクスト株式会社（以下「乙」という。）は、2026年9月30日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）
本契約に定めるところに従い、甲は、吸収分割の方法により、甲を持株会社化するために必要な一部の機能に係る事業を除く一切の事業（以下「本事業」という。）に関して甲が有する別紙「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（当事者の商号及び住所）
甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。
(1)　甲（吸収分割会社）
商号：三菱化工機株式会社
但し、効力発生日（第5条に定義する。以下同じ。）付で「三菱月島化工機ホールディングス株式会社」に商号を変更する予定である。
住所：神奈川県川崎市川崎区大川町2番1号
但し、効力発生日付で東京都中央区晴海三丁目5番1号に住所を変更する予定である。
(2)　乙（吸収分割承継会社）
商号：MKKネクスト株式会社
但し、効力発生日付で「三菱化工機株式会社」に商号を変更する予定である。
住所：神奈川県川崎市川崎区大川町2番1号

第3条（承継する権利義務に関する事項）
1.　本吸収分割に際し、乙が甲から承継する権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。なお、権利義務の承継につき関係官庁に係る登録、許可、認可、承認、免許、同意、免除等、関係当局等に対する通知、届出、報告、その他これらに類する行為又は手続（以下「許認可等」という。）又はその他の関係者の承諾等を要するものについては、当該許認可等又は承諾等を取得した上で、当該権利義務を本吸収分割に際して承継する。
2.　前項の規定による債務の承継は、全て免責的債務引受けの方法によるものとし、効力発生日（以下に定義する。）後に、甲がやむを得ない事由（条約、国内外の法令及び規則、並びに国内外の司法・行政機関又は自主規制機関の規則及び判断等（以下「法令等」という。）に基づくものを含むが、それに限ら

れない。）により乙のために債務を負う場合、乙は甲に対して、当該債務の額及び当該債務負担に伴い甲が負担することとなった費用の額を速やかに補償する。
3.　甲及び乙は、承継対象権利義務のうちその承継又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものにつき、相互に協力してこれを行うものとし、かかる手続の履行に要する公租公課及び費用は、乙の負担とする。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）
乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、本吸収分割により承継する権利義務に代わる株式その他の金銭等の対価を交付しない。

第5条（効力発生日等）
本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2027年4月1日とする。但し、本吸収分割に係る手続の進行に応じ、必要あるときは、甲及び乙は、協議の上、これを変更することができる。

第6条（乙の資本金等の額）
本吸収分割により乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第7条（本吸収分割の条件の変更又は解除）
本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、乙又は甲の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、本契約の目的の達成が著しく困難となった場合その他本契約の内容を変更又は解除する必要が生じた場合には、甲及び乙は協議の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（本契約の承認）
甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の決議を取得するものとする。なお、乙は、会社法第796条第1項の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。

第9条（競業避止義務）
甲は、効力発生日後においても、乙が承継する本事業について、会社法第21条に定める競業避止義務を負わない。但し、甲及び乙が別途合意するところに従い、甲が、効力発生日後に一定の競業避止義務を負うことを妨げない。

第10条（準拠法及び管轄）
1.　本吸収分割契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

2.　本吸収分割契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）
本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約成立の証として、甲及び乙は、本書1通を作成し、それぞれ署名又は記名押印の上、甲が原本を、乙が原本の写しを保有する。

2026年9月30日

甲：神奈川県川崎市川崎区大川町2番1号
三菱化工機株式会社
代表取締役　田中　利一　　印

乙：神奈川県川崎市川崎区大川町2番1号
MKKネクスト株式会社
代表取締役　矢島　史朗　　印

別紙

承継対象権利義務明細表

本吸収分割の効力発生日において、乙が甲から承継する本事業に関する甲の資産、債務・負債、契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、乙が甲から承継する権利義務のうち資産及び債務は、2026年3月31日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定する。乙が承継する本事業に関する権利義務に関して疑義が生じた場合、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、その内容を変更することができる。

記

1. 資産

甲が効力発生日の前日の終了時直前において保有する、本事業に関する一切の資産。但し、効力発生日の前日の終了時直前における以下に掲げる資産を除く。

(1) 流動資産
① 現預金のうち40億円
② 前払費用のうち支払利息の一切
③ 関係会社短期貸付金の一切
④ 関係会社短期貸付金に係る貸倒引当金
⑤ 関係会社貸付金に対する利息に係る未収入金（もしあれば）

(2)　固定資産

①　熱海陽和洞の土地に係る甲の持分（下表のとおり）

分類	資産番号	名称
土地	15-00025-00-001	アタミイワサキテイ
土地	15-00025-00-002	アタミイワサキテイ
土地	15-00025-00-003	アタミイワサキテイ
土地	15-00025-00-004	アタミイワサキテイ

②　熱海陽和洞の建物に係る甲の持分（下表のとおり）

分類	資産番号	名称
建物	24-00217-00-001	イワサキテイ シユオク
建物	24-00217-00-002	イワサキテイ シユオク
建物	24-00217-00-003	イワサキテイ シユオク
建物	24-00217-00-004	イワサキテイ シユオク
建物	24-00218-00-001	イワサキテイ キヨタク
建物	24-00218-00-002	イワサキテイ キヨタク
建物	24-00219-00-001	イワサキテイ ジムシヨ
建物	24-00220-00-001	イワサキテイ モンエイシヨ
建物	24-00227-00-001	イワサキテイ オンセン
建物	24-00227-00-002	イワサキテイ オンセン
建物	31-00076-00-001	アタミヤナギハラシタテモノ

③　下表に記載のその他有形固定資産

分類	資産番号	名称
建物付属設備	24-00230-00-001	アタミヨウワドウデンキセツビ
構築物	31-00049-00-001	アタミイワサキテイ チクリンテイエン
構築物	31-00050-00-001	アタミイワサキテイ Lガタミゾ
構築物	31-00051-00-001	アタミイワサキテイ キユウスイセツビ
構築物	31-00051-00-002	アタミイワサキテイ キユウスイセツビ
器具備品（非償却）	K-28557-00-001	イワサキテイ シヨガ

④　下表に記載の投資有価証券

会社名	株式数(2026年8月31日時点)(株)
株式会社三菱総合研究所	30,050
三菱瓦斯化学株式会社	43,883.5
日本ゼオン株式会社	33,511.206
東海カーボン株式会社	563,500
株式会社名村造船所	20,000
内海造船株式会社	200
西華産業株式会社	250,200
東京産業株式会社	173
株式会社横浜フィナンシャルグループ	566,663
三菱地所株式会社	54,000
日本郵船株式会社	215
株式会社商船三井	330
東京瓦斯株式会社	84,580
東邦瓦斯株式会社	374,740
第一実業株式会社	116,100

⑤　関係会社長期貸付金のうち稚内エネサービス株式会社に係るものを除く一切

⑥　繰延税金資産のうち投資有価証券評価損、三菱広報委員会剰余金、貸倒引当金及び投資有価証券評価差額金に係るもの

⑦　下表に記載のその他の資産

分類	摘要	帳簿価額 (2026年3月31日時点)(円)
ゴルフ会員権	湘南カントリークラブ	1,800,000
敷金・保証金	三菱センター敷金（三菱広報委員会）	108,718
敷金・保証金	開東閣利用保証金	5,360,000
共同施設分担金	三菱広報委員会	55,341

(3)　その他

上記(1)及び(2)のほか、甲及び乙が効力発生日の前日までに別途合意した資産。

2. 債務・負債

甲が効力発生日の前日の終了時直前において負担する、本事業に関する一切の債務及び負債。但し、効力発生日の前日の終了時直前における以下に掲げる債務及び負債を除く。

(1) 流動負債

① 短期借入金及び1年内返済予定長期借入金の一切

② 未払金のうち、事業所税、配当金及び端数株式買取請求に係るものの一切

③ 未払法人税等に係るものの一切

④ コミットメントライン契約に係る未払利息及びコミットメントフィー

⑤ 預り金のうち、源泉所得税、地方税及び社会保険料に係るものの一切

(2) 固定負債

① 長期借入金の一切

(3) その他

上記(1)及び(2)のほか、甲及び乙が効力発生日の前日までに別途合意した債務及び負債。

3. 知的財産権等

甲が効力発生日の前日の終了時直前において保有する、本事業に関する一切の知的財産権等（(i)発明、考案、意匠、商標、著作物、営業秘密、ノウハウその他の財産的価値を有する情報、(ii)それらに係る国内外の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権（いずれについても出願中又は未登録のものを含む。）、並びに(iii)知的財産権の出願に関する書類等の情報並びに甲が効力発生日の前日の終了時直前において有する知的財産権の出願に係る出願人としての地位（拒絶する旨の査定を受けた場合の地位を含む。）及び当該知的財産権を受ける権利を総称していう。以下同じ。）。

4. 契約（雇用契約を除く。）

効力発生日の前日の終了時直前において有効に存続し甲が契約当事者となっている、本事業に関する一切の契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務。但し、雇用契約、甲の役員との間の契約、下表に記載の契約（効力発生日の前日までに、これらの借り換えその他の変更等に係る契約が締結された場合は、当該変更等に係る契約を含む。）及び法令等上の理由により承継できないものを除く。

相手方当事者	締結日	契約書名
株式会社三菱UFJ銀行	2006/9/29	リボルビング・クレジット・ファシリティ契約書
株式会社三菱UFJ銀行	2022/9/22	金銭消費貸借契約証書
株式会社三菱UFJ銀行	2026/3/31	実行可能期間付タームローン契約書
株式会社横浜銀行	2026/9/30	金銭消費貸借契約証書
明治安田生命保険相互会社	2022/3/31	金銭消費貸借契約証書
明治安田生命保険相互会社	2026/3/31	金銭消費貸借契約証書
株式会社第四銀行	2017/3/30	貸越専用当座勘定貸越約定書
三菱UFJ信託銀行株式会社	2017/8/2	役員報酬BIP信託契約書
三菱UFJ信託銀行株式会社	2025/8/5	信託期間の延長に関する合意書
三菱UFJ信託銀行株式会社	2024/5/16	株式付与ESOP信託契約書
三菱UFJ信託銀行株式会社	2025/5/23	信託期間の延長に関する合意書

5. 雇用契約等

(1) 雇用契約

効力発生日の前日の終了時直前において甲が雇用する全ての従業員（但し、下表に記載の従業員を除く。）との間の雇用契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。但し、効力発生日の前日までに、甲、乙及び当該従業員が別途の取扱いに合意した場合における当該従業員との間の雇用契約に係るものを除く。

従業員番号	従業員番号	従業員番号
12852	15243	15807
13417	15328	15843
13490	15333	15856
13915	15386	15890
14128	15387	15902
14259	15406	15939
14268	15411	15956
14327	15425	15971
14335	15439	15999
14404	15450	16036
14433	15462	16043
14523	15466	16055
14615	15474	16058
14829	15519	16062
14867	15550	16072
14992	15604	16077
15003	15703	16088
15070	15746	16112
15228	15798	16113
16132	16176	16239
16140	16179	16240
16141	16198	16255
16159	16205	16277
16162	16221	16280
16170	16223	16281
16173	16226	16288
16174	16231	

(2) 労働協約

甲が三菱化工機労働組合との間で締結し、効力発生日の前日の終了時直前において有効に存続している労働協約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。

6. 許認可等

甲が効力発生日の前日の終了時直前において保有する、本事業に関する一切の許認可等（法令等に基づいて乙による承継が可能であるものに限る。）。

以上

４．会社法第758条第４号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項
本吸収分割に際して、分割準備会社から当社に対し、承継対象権利義務に代わる金銭等の交付を行う予定はありません。これは、分割準備会社が当社の完全子会社であり、分割準備会社から当社に対して対価を交付する必要性が認められないためであり、本吸収分割による対価を無対価とすることは相当であると判断しております。
また、本吸収分割により分割準備会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しません。この取扱いは、会社計算規則に則ったものであり、相当であると考えております。

５．分割準備会社に関する事項
（１）分割準備会社の成立の日における貸借対照表の内容
分割準備会社は2026年９月30日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。分割準備会社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりであります。

貸 借 対 照 表
（2026年９月30日現在）

ＭＫＫネクスト株式会社

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）	百万円	**（純資産の部）**	百万円
流 動 資 産	**50**	**株 主 資 本**	**50**
現金及び預金	50	**資　本　金**	**25**
		資 本 剰 余 金	**25**
		資 本 準 備 金	25
資産合計	**50**	**負債及び純資産合計**	**50**

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

（2）分割準備会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
分割準備会社は、2026年９月30日付で、当社との間で、本吸収分割契約を締結いたしました。詳細につきましては、上記３をご参照ください。

６．当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
当社は、2026年９月30日付で、分割準備会社を設立いたしました。
当社は、2026年９月30日付で、月島ホールディングスとの間で、本経営統合契約を締結いたしました。
当社は、2026年９月30日付で、分割準備会社との間で、本吸収分割契約を締結いたしました。詳細につきましては、上記３をご参照ください。
当社は、2026年９月30日付で、月島ホールディングスとの間で、2027年４月１日（予定）を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、月島ホールディングスを株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。詳細につきましては、第３号議案「株式交換契約の承認の件」をご参照ください。
当社は、2026年９月30日開催の取締役会において、本臨時株主総会に、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少を付議することを決議いたしました。詳細につきましては、第５号議案「資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の件」をご参照ください。
当社は、2026年９月30日開催の取締役会において、本臨時株主総会に、資本準備金の額の減少を付議することを決議いたしました。詳細につきましては、第13号議案「資本準備金の額の減少の件」をご参照ください。

第２号議案 定款の一部変更の件（１）

１．提案の理由

当社は、本経営統合に係る一連の取引の一環としての本株式交換を実施するにあたり、普通株式を新たに発行することを予定しており、これに伴い、当社の発行済株式数が増加し、現在の発行可能株式総数を上回ることとなることから、本株式交換を実施するためには、当社の発行可能株式総数を増加させる必要があるため、発行可能株式総数を増加させる旨の変更を行うものであります（以下「本定款変更①」といいます。）。

なお、本定款変更①は、第１号議案「吸収分割契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本吸収分割の効力が発生すること、並びに本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本吸収分割の効力発生日（2027年４月１日（予定））に効力を生じるものといたします。

２．本定款変更①の内容

本定款変更①の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更部分であります。）

現行定款	変更案
第２章　株　式	第２章　株　式
（発行可能株式総数） 第６条　本会社の発行可能株式総数は 48,000,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　本会社の発行可能株式総数は 80,000,000株とする。

第３号議案 株式交換契約の承認の件

当社は、本経営統合プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、2026年９月30日開催の取締役会において、本経営統合に係る一連の取引の一環として、本吸収分割の効力発生を条件として、本株式交換を実施することを決定し、同日付で、月島ホールディングスとの間で本株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換は、第１号議案「吸収分割契約の承認の件」、第２号議案「定款の一部変更の件（１）」及び本議案が原案どおり承認可決され、本吸収分割及び本定款変更①の効力が発生することを条件として、2027年４月１日を効力発生日として実施される予定です。

つきましては、本議案において、本株式交換契約のご承認をお願いするものであります。

１．本株式交換を行う理由

本株式交換は、本経営統合に係る一連の取引の一環として実施されるものです。詳細については、第１号議案「吸収分割契約の承認の件」の「１．本吸収分割を行う理由」をご参照ください。

２．本株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書（写）

月島ホールディングス株式会社(以下「甲」という。)及び三菱化工機株式会社(以下「乙」という。)は、2026年9月30日(以下「本契約締結日」という。)付で、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条　(本株式交換)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、乙を株式交換完全親会社、甲を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、乙は、本株式交換により、甲の発行済株式の全部を取得する。

第2条　(商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1)　甲(株式交換完全子会社)

商号：月島ホールディングス株式会社

住所：東京都中央区晴海三丁目5番1号

(2)　乙(株式交換完全親会社)

商号：三菱化工機株式会社

住所：神奈川県川崎市川崎区大川町2番１号

第3条　(本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)
1.　乙は、本株式交換に際して、本株式交換により乙が甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における甲の株主(第7条に基づく甲の自己株式の消却後の株主をいう。以下本条において同じ。)に対して、その保有する甲の普通株式に代わり、その保有する甲の普通株式の数の合計に0.88を乗じて得た数の乙の普通株式を交付する。
2.　乙は、本株式交換に際して、基準時における甲の株主に対して、その保有する甲の普通株式に代わり、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式0.88株の割合をもって、乙の普通株式を割り当てる。
3.　前二項の規定に従い乙が甲の株主に対して割り当てるべき乙の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、乙は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条　(乙の資本金及び準備金に関する事項)
本株式交換により増加する乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い乙が別途定める金額とする。

第5条　(効力発生日)
本株式交換がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、2027年4月1日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙は、協議し合意の上で、これを変更することができる。

第6条　(株主総会の承認)
1.　甲は、本効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
2.　乙は、本効力発生日の前日までに、会社法第795条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

第7条　(自己株式の消却)
甲は、本効力発生日の前日までに開催される甲の取締役会の決議により、基準時の直前の時点までにおいて自らが保有する自己株式の全部(本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により甲が取得する自己株式を含む。)を、基準時の直前の時点において消却する。

第8条　(本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)
甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協

議し合意の上で、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条　(本契約の効力)

本契約は、本効力発生日の前日までに、(ⅰ)甲若しくは乙の株主総会において本契約若しくは本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなかった場合、(ⅱ)法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づき乙が本株式交換に関して行う届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しない場合及び公正取引委員会により排除措置命令等の本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含む。)、又は、(ⅲ)前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第10条　(準拠法及び管轄合意)

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。また、本契約に起因又は関連して発生する一切の紛争に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条　(協議事項)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項について疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に則り、誠実に協議の上解決するものとする。

以上を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が記名捺印の上、各1通を保有する。

2026年9月30日

甲：　東京都中央区晴海三丁目5番1号
　　月島ホールディングス株式会社
　　代表取締役社長　社長執行役員　川﨑　淳　　印

乙：　神奈川県川崎市川崎区大川町2番１号
　　三菱化工機株式会社
　　代表取締役　社長執行役員　田中　利一　　印

3．会社法第768条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

（１）本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）

	当社 (株式交換完全親会社)	月島ホールディングス (株式交換完全子会社)
株式交換に係る交換比率	1	0.88
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：34,811,735株（予定）	

（注１）株式の割当比率

月島ホールディングスの普通株式１株に対して当社の普通株式0.88株を割当て交付いたします。但し、上記株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、その算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上で変更することがあります。本株式交換比率を変更することを決定した場合は直ちに開示いたします。

（注２）本株式交換により交付する株式数

当社の普通株式 34,811,735株（予定）

上記の普通株式数は、2026年６月30日時点における月島ホールディングスの普通株式の発行済株式総数（40,125,800株）及び自己株式数（567,010株）に基づいて算出しております。

当社は、本株式交換に際して、当社が月島ホールディングスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の月島ホールディングスの株主の皆様に対し、その保有する月島ホールディングスの普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社の普通株式を割当て交付する予定です。また、交付する当社の普通株式については、当社が保有する自己株式を一部充当するとともに、新たに普通株式34,151,480株の発行を行う予定です。

なお、月島ホールディングスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する月島ホールディングスの取締役会の決議により、基準時の直前時において月島ホールディングスが保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第１項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時をもって消却することを予定しているため、実際に当社が交付する普通株式数は今後修正される可能性があります。

（注３）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式を保有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することとなる月島ホールディングスの株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、以下の制度をご利用いただくことができます。

①　単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第１項の規定に基づき、当社に対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。

②　単元未満株式の買増制度（１単元への買増し）

会社法第194条第１項の規定及び当社の定款の規定に基づき、当社が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有することとなる単元未満株式の数と併せて１単元株式数

（100株）となる数の株式を当社から買い増すことができます。

（注４）１株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式１株に満たない端数の割当てを受けることとなる月島ホールディングスの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

（２）本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式交換において株式交換完全子会社となる月島ホールディングスは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

（３）剰余金の配当

当社は、2026年９月30日を基準日とする１株当たり60円を限度とする配当、及び2027年３月31日を基準日とする１株当たり75円を限度とする配当をそれぞれ行うことを予定しております。

月島ホールディングスは、2026年９月30日を基準日とする１株当たり44円を限度とする配当、及び2027年３月31日を基準日とする１株当たり50円を限度とする配当をそれぞれ行うことを予定しております。また、本株式交換の効力発生日の前日までの間、法令等に従い、総額3,000,000,000円を限度とする自己株式の取得を行うことができます。

（４）本株式交換に際して当社の普通株式の割当交付を受ける月島ホールディングスの株主の議決権

当社は、2026年９月30日、月島ホールディングスが同日付で公表した「臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに定款の一部変更及び譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ」に記載のとおり、同社の定時株主総会の議決権の基準日に係る定めの削除を内容とする定款変更が効力を生じること、及び、本株式交換が効力を生ずることを停止条件として、会社法第124条第４項の規定に基づき、本株式交換に際して当社の普通株式の割当交付を受ける月島ホールディングスの株主に対し、当該割当交付を受ける当社の普通株式に関して、共同持株会社の2027年６月開催予定の定時株主総会における議決権を付与する旨の取締役会決議を行いました。

（５）本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

①割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本株式交換比率の算定にあたり、公正性・妥当性を確保するため、当社は三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、月島ホールディングスは野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

当社は、下記「（７）公正性を担保するための措置」の「①独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言、及び下記「（７）公正性を担保するための措置」の「②独立した法律事務所からの助言」

に記載のアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業からの法的助言、並びに当社及びそのアドバイザーが月島ホールディングスに対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「(1) 本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率)」に記載の本株式交換比率は妥当であり、本株式交換は当社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。
月島ホールディングスは、下記「(7) 公正性を担保するための措置」の「①独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である野村證券から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言、及び下記「(7) 公正性を担保するための措置」の「②独立した法律事務所からの助言」に記載の西村あさひ法律事務所・外国法共同事業からの法的助言、並びに月島ホールディングス及びそのアドバイザーが当社に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「(1) 本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率)」に記載の本株式交換比率は妥当であり、本株式交換は月島ホールディングスの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。
このように、両社は、それぞれ第三者算定機関による算定・分析結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、将来の見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、両社間で慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「(1) 本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率)」に記載の本株式交換比率は妥当であり、本株式交換は両社の株主の皆様の利益に資するものとの判断に至り、2026年９月30日開催の両社の取締役会において本経営統合契約及び本株式交換契約の締結について決議の上、本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。

②算定に関する事項
ア　算定機関の名称及び両社との関係
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券及び野村證券のいずれも、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

イ　算定の概要
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「ＤＣＦ分析」といいます。）をそれぞれ採用し、算定を行いました。
市場株価分析については、2026年９月29日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日までの１か月間、３か月間及び６か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。
ＤＣＦ分析における、価値算定の際には、両社が算定目的で使用することを了承した、両社の経営陣より

提示された財務予測における収益や投資計画、両社に対するデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、算定の際に前提とした両社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。
各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、各手法による月島ホールディングスの普通株式１株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価分析	0.79～0.83
類似企業比較分析	0.52～1.23
ＤＣＦ分析	0.70～1.24

（注）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる株式交換比率の分析は、当社の取締役会の参考に資するためにのみ同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、当社又は月島ホールディングスの株主に対して、本株式交換への賛同並びに株式の譲渡及び譲受、議決権の行使等の株主権行使、本株式交換に対する同意・その他の関連する事項について意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、株式交換比率の分析・算定に際し、既に公開されている情報又は当社若しくは月島ホールディングスによって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、財務予測につき、両社の将来の財務状況に関する、提供された時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、両社の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、当社、月島ホールディングス及びそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析は、株式交換比率算定書の算定基準日現在における経済、金融、市場、その他の状況を前提としており、かつ、同日現在において三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に発生する事象が三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析及び株式交換比率算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、株式交換比率算定書及び分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。加えて、株式交換比率算定書の作成及びその基となる分析は、複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。本経営統合プレスリリース及び本招集ご通知で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、当社又は月島ホールディングスの実際の価値に関する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

野村證券は、両社の株式がそれぞれ、東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在する

ことから市場株価平均法を、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。
各算定手法における当社の普通株式の１株当たり株式価値を１とした場合の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.79～0.83
類似会社比較法	0.66～0.80
ＤＣＦ法	0.84～1.28

なお、市場株価平均法については、2026年９月29日を算定基準日として、両社株式の東京証券取引所プライム市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近５営業日、１か月間、３か月間及び６か月間の各期間の取引日における終値単純平均を採用しております。
ＤＣＦ法については、月島ホールディングスより提供された事業計画及び当社から提供され月島ホールディングスにより確認された事業計画に基づいて、両社が生み出す将来のキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて企業価値を評価しております。
野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に両社から提供された一切の情報が正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、2026年９月29日現在までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の各々の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従い当社及び月島ホールディングスの財務状況が推移することを前提としております。
また、野村證券がＤＣＦ法による算定の前提とした両社の事業計画には、本株式交換によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、野村證券がＤＣＦ法による算定の前提とした2027年３月期から2030年３月期までの当社の事業計画及び2027年３月期から2030年３月期までの月島ホールディングスの事業計画については、前事業年度比で大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、当社においては、2028年３月期以降に設備投資額が減少していくことに起因して、2029年３月期及び2030年３月期において、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。月島ホールディングスにおいては、2028年３月期において、運転資本の増加幅の縮小及び設備投資額の減少による大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加、2030年３月期において、運転資本の増加幅の縮少による大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでおります。

（6）上場廃止となる見込み及びその事由
本株式交換の結果、その効力発生日である2027年４月１日（予定）をもって、当社は月島ホールディングスの発行済株式の全部を取得する予定です。それに先立ち、月島ホールディングスの普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て2027年３月30日に上場廃止（最終売買日は2027年３月29日）となる予定です。
一方、本株式交換の対価である当社の普通株式は、東京証券取引所に上場されており、引き続き東京証券取引所にて取引が可能です。

（7）公正性を担保するための措置
両社は、本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。
①独立した第三者算定機関からの算定書の取得
当社は、本株式交換の公正性・妥当性を担保するために、両社から独立した第三者算定機関である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券より、2026年９月29日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「（5）本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「②算定に関する事項」をご参照ください。
他方、月島ホールディングスは、本株式交換の公正性・妥当性を担保するために、両社から独立した第三者算定機関である野村證券より、2026年９月29日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「（5）本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「②算定に関する事項」をご参照ください。

②独立した法律事務所からの助言
当社は、取締役会における本経営統合に係る意思決定の公正性・適法性を担保するために、法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業より、本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。
他方、月島ホールディングスは、取締役会における本経営統合に係る意思決定の公正性・適法性を担保するために、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所・外国法共同事業より、本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。
なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業及び西村あさひ法律事務所・外国法共同事業は、いずれも両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

（8）利益相反を回避するための措置
本株式交換に際しては、当社と月島ホールディングスの間には特段の利益相反関係は生じないことから、上記「（7）公正性を担保するための措置」のほか、特別な措置は講じておりません。

（9）当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項
本株式交換に際して増加すべき当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、当社が別途定めます。かかる内容は、当社の資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり相当であると判断しております。

4．月島ホールディングスに関する事項
（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容
月島ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kakoki.co.jp/）に掲載しております。

（2）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
月島ホールディングスは、2026年９月30日付で、当社との間で、本経営統合契約を締結いたしました。
月島ホールディングスは、2026年９月30日付で、当社との間で、本株式交換契約を締結いたしました。
詳細につきましては、上記２をご参照ください。

5．当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
当社は、2026年９月30日付で、分割準備会社を設立いたしました。
当社は、2026年９月30日付で、月島ホールディングスとの間で、本経営統合契約を締結いたしました。
当社は、2026年９月30日付で、分割準備会社との間で、2027年４月１日（予定）を効力発生日として、当社を吸収分割会社とし、分割準備会社を吸収分割承継会社とする本吸収分割契約を締結いたしました。
詳細につきましては、第１号議案「吸収分割契約の承認の件」をご参照ください。
当社は、2026年９月30日付で、月島ホールディングスとの間で、本株式交換契約を締結いたしました。
詳細につきましては、上記２をご参照ください。
当社は、2026年９月30日開催の取締役会において、本臨時株主総会に、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少を付議することを決議いたしました。詳細につきましては、第５号議案「資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の件」をご参照ください。
当社は、2026年９月30日開催の取締役会において、本臨時株主総会に、資本準備金の額の減少を付議することを決議いたしました。詳細につきましては、第13号議案「資本準備金の額の減少の件」をご参照ください。

第４号議案 定款の一部変更の件（２）

１．提案の理由

本経営統合に伴い、当社の商号及び事業目的等を変更するとともに、当該各変更に伴い、条数等の変更を行うものであります（以下「本定款変更②」といいます。）。

なお、本定款変更②は、第１号議案「吸収分割契約の承認の件」、第２号議案「定款の一部変更の件（１）」及び第３号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本定款変更①及び本株式交換の効力が発生すること、並びに本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本株式交換の効力発生日（2027年４月１日（予定））に効力を生じるものといたします。

２．本定款変更②の内容

本定款変更②の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更部分であります。）

本定款変更①による変更後の定款	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
（商　号） 第１条　本会社は三菱化工機株式会社と称し、英文ではMitsubishi Kakoki Kaisha, Ltd.とする。	（商　号） 第１条　本会社は三菱月島化工機ホールディングス株式会社と称し、英文ではMitsubishi Tsukishima Kakoki Holdings Co., Ltd.とする。
（目　的） 第２条　本会社は次の事業を営むことを目的とする。 １．石油精製、石油化学、ガス、製鉄、原子力、肥料工業、食品工業、医薬品工業その他各種化学工業用並びに一般産業用装置、機器の製造、修理及び販売 ２．大気汚染防止装置、水処理装置、廃棄物処理装置その他公害防止並びに環境改善装置、機器の製造、修理及び販売 ３．遠心分離機、沪過機、乾燥機、攪拌機、集塵機、洗浄機その他一般機械器具の製造、修理及び販売 ４．照明器具の製造、修理及び販売 ５．各種高圧ガスの製造及び販売	（目　的） 第２条　本会社は次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該法人等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。 （１）化学品、医薬品、食品、鉄鋼、肥料、エネルギーその他各種産業用の機械、装置、タンク類の設計、製造、据付、修理、販売、賃貸借及び監理 （２）上下水道、水処理、廃棄物処理、大気汚染その他の公害防止、環境改善用の機械、装置の設計、製造、据付、修理、販売、賃貸借及び監理

本定款変更①による変更後の定款	変更案
6．光学部品、機械部品、工具、装身具その他ガラス・金属・プラスチック等の製品の蒸着加工並びに蒸着製品の製造及び販売 7．土木、建築、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、機械器具設置、水道施設、清掃施設、とび・土工、塗装等の各工事に関する設計、監理及び施工 8．前各号に掲げるもののエンジニアリング業務並びに賃貸 9．建物、構築物、産業用装置、機械器具、部品類の洗浄業務 10．化学薬品、動植物からの抽出成分及びこれらを配合した消臭剤・芳香剤等化学製品並びに医薬品、医薬部外品並びにでんぷん食品・たんぱく食品・ビタミン食品・カルシウム食品等加工食品、食品添加物、飼料、飼料添加物の製造及び販売 11．前各号に掲げるもののコンサルティング業務並びに技術の販売 12．損害保険代理業務 13．建材、事務用消耗品、工具・溶接用補助材料・油類等工場用消耗品、衣料品及び日用品雑貨の売買 14．各種廃棄物の処理に関する業務 15．不動産の売買、賃貸及び管理 16．発電及び売電に関する業務 17．前各号に掲げるものの代理及び仲立業務 18．前各号に附帯する一切の業務	（3）産業用、上下水道、水処理、廃棄物処理その他各種プラントの土木、建築、電気、鋼構造物、機械器具設置等の各工事に関する設計、施工、監理並びに運転及び維持管理 （4）一般・産業廃棄物の収集、運搬及び処理事業 （5）土壌汚染調査及び診断、土壌浄化工事の設計、施工及び監理 （6）各種高圧ガスの製造及び販売 （7）化学製品、工業薬品、医薬品類、加工食品、食品添加物、飼料、飼料添加物、肥料の製造、輸入及び販売並びに工場用消耗品、衣料品及び日用品の輸入及び販売 （8）前各号に掲げるもののコンサルティング業務、ソフトウエア作成及び販売並びに技術の許諾及び販売 （9）不動産の売買、賃貸借、仲介、運用、管理並びに土地の造成及び分譲 (10) 発電事業及びその監理・運営並びに電気の売買に関する事業 (11) 労働者派遣事業 (12) 経営管理、事業運営の統括、経営方針及び事業計画の策定支援並びにそれらに対する指導、助言及びコンサルティング業務 (13) 財務、総務、法務、人事、情報システム、広報、試験研究、分析等に関する事務の受託及び代行並びに助言及びコンサルティング業務 (14) 前各号に附帯する一切の業務
（本店の所在地） 第３条　本会社は本店を神奈川県川崎市川崎区に置く。	（本店の所在地） 第３条　本会社は本店を東京都中央区に置く。

本定款変更①による変更後の定款	変更案
（機関） 第４条　本会社は株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 ３．会計監査人	（機関） 第４条　本会社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （３）会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）
第２章　株　式	第２章　株　式
（発行可能株式総数） 第６条　本会社の発行可能株式総数は80,000,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　本会社の発行可能株式総数は220,000,000株とする。
（自己の株式の取得） 第７条　本会社は会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削除）
第８条　（条文省略）	第７条　（現行どおり）
（単元未満株式についての権利） 第９条　本会社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １．会社法第189条第２項各号に掲げる権利 ２．会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 ３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	（単元未満株式についての権利） 第８条　本会社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 （４）次条に定める請求をする権利
（新設）	

本定款変更①による変更後の定款	変更案
（新設）	（単元未満株式の買増し） 第９条　本会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
（株式取扱規程） 第10条　本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の他、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第10条　本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
（株主名簿管理人） 第11条　本会社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。	（株主名簿管理人） 第11条　本会社は株主名簿管理人を置く。 ２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３．本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条 ～ 第13条　（条文省略）	第12条 ～ 第13条　（現行どおり）
（招集者及び議長） 第14条　株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議により取締役会長又は社長執行役員がこれを招集し、その議長となる。 取締役会長又は社長執行役員に差支えがあるときはあらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。	（招集者及び議長） 第14条　株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議により取締役社長執行役員がこれを招集し、その議長となる。 ２．取締役社長執行役員に差支えがあるときはあらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。

本定款変更①による変更後の定款	変更案
（電子提供措置等） 第15条　本会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 本会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。	（電子提供措置等） 第15条　本会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2．本会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（決議の方法） 第16条　株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第２項に定める決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。	（決議の方法） 第16条　株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2．会社法第309条第２項に定める決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
（議決権の代理行使） 第17条　株主は本会社の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。 株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。	（議決権の代理行使） 第17条　株主は本会社の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。 2．株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役、取締役会、及び執行役員
（取締役の員数） 第18条　本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。 本会社の監査等委員である取締役は４名以内とする。	（取締役の員数） 第18条　本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。 2．本会社の監査等委員である取締役は４名以内とする。

本定款変更①による変更後の定款	変更案
（取締役の選任） 第19条　取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。	（取締役の選任） 第19条　取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。 ２．取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３．取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。
（取締役の任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 監査等委員である取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	（取締役の任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．監査等委員である取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 ４．補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

本定款変更①による変更後の定款	変更案
（代表取締役及び取締役会長） 第21条　取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を若干名選定する。 代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。 取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長１名を定めることができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第21条　取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 （削除） ２．取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長及び取締役会長をそれぞれ１名、定めることができる。
（取締役会の招集） 第22条　取締役会は取締役会長が招集し、その議長となる。 取締役会長に差支えがあるとき又は欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。 取締役会の招集通知は期日の少くとも３日前に各取締役に対し発する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。	（取締役会の招集） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。 ２．当該取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。 （削除）
（新設）	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は期日の少なくとも３日前に各取締役に対し発する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。 ２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第23条 ～ 第24条	第24条 ～ 第25条
（条文省略）	（現行どおり）
（新設）	（取締役会規程） 第26条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

本定款変更①による変更後の定款	変更案
（新設）	（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第25条　本会社は会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 本会社は会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第28条　本会社は会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．本会社は会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第26条　（条文省略）	第29条　（現行どおり）
（社長執行役員） 第27条　取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は執行役員の中から社長執行役員１名を定める。	（社長執行役員） 第30条　取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から社長執行役員１名を定める。
第５章　監査等委員会	第５章　監査等委員会
（監査等委員会の招集） 第28条　監査等委員会の招集通知は期日の少くとも３日前に各監査等委員に対し発する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。	（監査等委員会の招集） 第31条　監査等委員会の招集通知は期日の少なくとも３日前に各監査等委員に対し発する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。
（新設）	２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

本定款変更①による変更後の定款	変更案
第29条　（条文省略）	第32条　（現行どおり）
（新設）	（監査等委員会規程） 第33条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第30条　（条文省略）	第34条　（現行どおり）
（会計監査人の任期） 第31条　会計監査人の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	（会計監査人の任期） 第35条　会計監査人の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
第７章　計　算	第７章　計　算
第32条　（条文省略）	第36条　（現行どおり）
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第37条　本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
（剰余金の配当の基準日） 第33条　本会社の期末配当の基準日は毎年３月31日とする。	（剰余金の配当の基準日） 第38条　本会社の期末配当の基準日は毎年３月31日とする。
（新設）	２．本会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。
（新設）	３．前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

本定款変更①による変更後の定款	変更案
（中間配当） 第34条　本会社は取締役会の決議によって毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。	（削除）
第35条　（条文省略）	第39条　（現行どおり）
附則	（削除）
（監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　本会社は会社法第426条第１項の規定により、平成28年６月開催の第92回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。	（削除）
（監査役の責任限定契約に関する経過措置） 第２条　平成28年６月開催の第92回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。	（削除）

第５号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

今後の資本政策の機動性及び柔軟性を確保するため、会社法第447条第１項及び会社法第448条第１項の規定に基づき、資本金、資本準備金及び利益準備金の額を減少させ、減少する資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金に、減少する利益準備金の全額を繰越利益剰余金に振り替えることのご承認をお願いするものであります。

本議案に係る資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少は、第１号議案「吸収分割契約の承認の件」及び本議案が原案どおり承認可決されること、並びに2027年３月31日（本吸収分割の効力発生日（2027年４月１日（予定））が変更された場合には、当該変更後の効力発生日の前日）の前日までに本吸収分割契約が解除等の理由により終了していないこと及び本吸収分割が中止されていないことを条件として、2027年３月31日（本吸収分割の効力発生日（2027年４月１日（予定））が変更された場合には、当該変更後の効力発生日の前日）に効力を生じるものといたします。

１．資本金の額の減少の内容

（１）減少する資本金の額

資本金の額を3,856,975,000円減少し、同額をその他資本剰余金に振替いたします。

（２）資本金の額の減少が効力を生ずる日

2027年３月31日を予定しております。

２．資本準備金の額の減少の内容

（１）減少する資本準備金の額

資本準備金の額を4,202,882,463円減少し、同額をその他資本剰余金に振替いたします。

（２）資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2027年３月31日を予定しております。

３．利益準備金の額の減少の内容

（１）減少する利益準備金の額

利益準備金の額を840,382,512円減少し、同額を繰越利益剰余金に振替いたします。

（２）利益準備金の額の減少が効力を生ずる日

2027年３月31日を予定しております。

第６号議案 経営統合に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

本経営統合に伴い、新たに就任することとなる取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任の効力は、第１号議案「吸収分割契約の承認の件」、第２号議案「定款の一部変更の件（１）」及び第３号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生すること、並びに本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本株式交換の効力発生日（2027年４月１日（予定））をもって生じることといたします。

監査等委員会からは、本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式及び月島ホールディングス株式の数
1	 川崎（かわさき）　淳（じゅん） (1971年７月29日生)	1992年４月　月島機械（株）（現月島ホールディングス（株））入社 2006年１月　同社秘書室長 2010年４月　同社総務人事部長 2014年４月　同社経営企画部長 2015年４月　同社執行役員 2017年４月　同社常務執行役員兼企画・管理本部副本部長 2019年４月　同社経営統括本部長 2019年６月　同社取締役 2020年５月　プライミクスホールディングス（株）代表取締役社長兼プライミクス（株）代表取締役社長 2021年４月　月島機械（株）取締役専務執行役員 2022年４月　同社代表取締役専務執行役員 2022年６月　プライミクス（株）代表取締役会長兼月島環境エンジニアリング（株）代表取締役会長 2023年４月　月島ホールディングス（株）代表取締役社長社長執行役員（現在に至る）	当社株式 0株 月島ホールディングス株式 72,545株
	【取締役候補者とした理由】 川崎淳氏は、月島機械株式会社における業務改革並びに人事、経営企画等、管理部門における業務執行の責任者として、豊富な経験と実績を有しております。また、M&Aや不動産開発など、同社の成長戦略を推進し、2023年４月からは月島ホールディングスの代表取締役社長として経営手腕を発揮しております。これらの実績から、本経営統合後の当社グループにおいて取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式及び月島ホールディングス株式の数
2	 高野（たかの）　亨（とおる） (1966年11月17日生)	1990年４月　千代田化工建設（株）入社 2001年７月　月島機械（株）（現月島ホールディングス（株））入社 2004年７月　同社経営企画部長 2007年12月　同社社長室長 2008年10月　同社財務部長 2010年４月　同社執行役員 2017年４月　同社常務執行役員兼企画・管理本部副本部長 2021年４月　同社専務執行役員兼経営統括本部長 2022年４月　同社経営統括本部財務部長 2022年６月　同社取締役常務執行役員 2023年４月　月島ホールディングス（株）取締役専務執行役員兼最高財務責任者（ＣＦＯ） 2024年４月　同社取締役副社長副社長執行役員兼最高財務責任者（ＣＦＯ） 2025年４月　同社代表取締役副社長副社長執行役員兼最高財務責任者（ＣＦＯ）（現在に至る）	当社株式 0株 月島ホールディングス株式 48,022株
	【取締役候補者とした理由】 高野亨氏は月島機械株式会社における経営企画ならびに財務、総務人事等、管理部門における業務執行の責任者として、豊富な経験と実績を有しております。2023年４月からは月島ホールディングスＣＦＯとしてグループ全体の経営管理にその手腕を発揮しており、また、2025年4月より同社代表取締役副社長として、グループの企業価値向上をけん引する役割を担っています。これらの実績から、本経営統合後の当社グループにおいて取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式及び月島ホールディングス株式の数
3	 志村（しむら）　直子（なおこ） (1974年6月5日生)	1999年４月　弁護士登録 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所 2005年４月　ニューヨーク州弁護士登録 2008年１月　西村あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）パートナー弁護士（現在に至る） 2016年５月　（株）旅工房社外監査役 2018年６月　（株）ミクシィ社外取締役 2018年９月　一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻非常勤講師（現在に至る） 2019年６月　日本信号（株）社外監査役 2023年６月　月島ホールディングス（株）社外取締役（現在に至る） 2025年３月　ネクセラファーマ（株）社外取締役（現在に至る） 2026年４月　（株）エニグモ社外取締役監査等委員（現在に至る）	当社株式 0株 月島ホールディングス株式 0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 志村直子氏は弁護士として企業法務に精通しており、月島ホールディングスにおいては社外取締役として同社の経営の透明性、客観性を高める役割を担っております。以上の豊富な知識・経験に基づき、特に企業法務・リスクマネジメントスキルに強みのある社外取締役として、本経営統合後の当社グループにおいて経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。		

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式及び月島ホールディングス株式の数
4	 和田 篤也 (わだ とくや) (1963年5月5日生)	1988年４月　環境庁（現環境省）入庁 2012年９月　環境省地球環境局地球温暖化対策課長 2014年７月　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長 2016年６月　環境省大臣官房参事官（指定廃棄物対策担当） 2017年７月　環境省環境再生・資源循環局総務課長 2018年４月　環境省大臣官房審議官 2018年７月　環境省大臣官房政策立案総括審議官 2020年７月　環境省総合環境政策統括官 2022年７月　環境省環境事務次官 2024年７月　環境省顧問 2024年12月　北海道顧問（現在に至る） 2025年４月　JFEエンジニアリング（株）顧問（現在に至る） 2025年６月　月島ホールディングス（株）社外取締役（現在に至る） 2025年７月　松田綜合法律事務所顧問（現在に至る）	当社株式 0株 月島ホールディングス株式 0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 和田篤也氏は地球温暖化対策をはじめとする環境政策の第一人者としての知見をもとに、月島ホールディングスにおいては社外取締役として同社の環境経営に対し適切な指摘や助言を行っております。以上の豊富な知識・経験に基づき、特に環境経営分野に強みのある社外取締役として、本経営統合後の当社グループにおいて経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。		

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 志村直子氏及び和田篤也氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、本議案において和田篤也氏の選任が原案どおり承認可決された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第１項に定める責任について、法令が規定する額を責任限度額とする契約を締結しております。志村直子氏、和田篤也氏の選任が原案どおり承認可決された場合には、当社と各氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、当社及び一部の子会社における全ての取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む。）、監査役及び執行役員を被保険者とし、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により塡補することとしております。各候補者が取締役に選任され、就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 第１号議案「吸収分割契約の承認の件」、第２号議案「定款の一部変更の件（１）」及び第３号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生した場合、本株式交換の効力発生日（2027年４月１日（予定））をもって、矢島史朗氏、井上隆氏及び宮本智成氏は当社の取締役を、楠正顕氏及び河口眞理子氏は当社の社外取締役を、そ

れぞれ辞任する予定です。
7．各候補者の「所有する当社株式及び月島ホールディングス株式の数」については、2026年９月30日時点の数を記載しております。なお、本株式交換の効力が発生した場合、月島ホールディングスの普通株式１株に対して当社の普通株式0.88株が割当て交付されることになります。

第７号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等（役員賞与）及び非金銭報酬等としての業績連動型株式報酬により構成しております。本議案は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬のうち、基本報酬及び業績連動報酬等の総額について次のとおり決定することをお願いするものであります。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び役員賞与の総額は、2016年6月29日開催の第92回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役12百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含みません。）と決議いただいております。また、2024年６月27日開催の第100回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び役員賞与の総額(社外取締役分も含みます。)は年額300百万円以内と変更せず、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び役員賞与の総額を年額12百万円以内から年額40百万円以内に改定する旨決議いただいております。

今般、本経営統合に伴う経営体制の変更等の諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び業績連動報酬等の総額を年額500百万円以内（うち社外取締役100百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含みません。）と改めて設定させていただき、その範囲内において基本報酬と業績連動報酬等を支給することといたしたいと存じます。本議案による報酬枠は、第11号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」及び第12号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」においてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠として設定するものです。

本議案は、本経営統合に伴う経営体制の変更、役員報酬体系やその支給水準、役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定しており、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであることから、必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は７名（うち社外取締役３名）でありますが、第１号議案「吸収分割契約の承認の件」、第２号議案「定款の一部変更の件（１）」及び第３号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生した場合、本株式交換の効力発生日（2027年４月１日（予定））をもって、現任の取締役のうち矢島史朗氏、井上隆氏及び宮本智成氏は当社の取締役を、現任の社外取締役である楠正顕氏及び河口眞理子氏は当社の社外取締役をそれぞれ辞任する予定ですので、第６号議案「経営統合に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本株式交換の効力発生日（2027年４月１日（予定））における取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち社外取締役３名）となります。

なお、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の効力は、第1号議案「吸収分割契約の承認の件」、第２号議案「定款の一部変更の件（１）」及び第３号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生すること、並びに第６号議案「経営統合に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」及び本議案が原案どおり承認可決されること

を条件として、本株式交換の効力発生日（2027年４月１日（予定））に生じるものといたします。
本議案については、監査等委員会から、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に求められる役割等、諸事情を勘案し、相当であるとの意見を受けております。

第８号議案 経営統合に伴う監査等委員である取締役１名選任の件

本経営統合に伴い、新たに就任することとなる監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役候補者の選任の効力は、第１号議案「吸収分割契約の承認の件」、第２号議案「定款の一部変更の件（１）」及び第３号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生すること、並びに本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本株式交換の効力発生日（2027年４月１日（予定））をもって生じることといたします。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式及び月島ホールディングス株式の数
 きた　がた　ひろ　き 北　方　宏　樹 （1961年11月11日生）	1986年10月　サンワ・等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2001年７月　有限責任監査法人トーマツパートナー 2010年７月　日本公認会計士協会理事 2013年７月　日本公認会計士協会常務理事 2022年６月　日本公認会計士協会東京会副会長 2025年６月　月島ホールディングス（株）社外監査役（現在に至る）	当社株式 0株 月島ホールディングス株式 450株

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

北方宏樹氏は、公認会計士として財務及び会計に精通しており、月島ホールディングスにおいては社外監査役として、透明性の高い公正な経営監視に向けた適切な指摘や助言を行っていることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。上記の経験に鑑みて、財務会計知識に基づいた豊富な知見に基づき、本経営統合後の当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただけることを期待しております。

（注）１．北方宏樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．北方宏樹氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．当社は、本議案において北方宏樹氏の選任が原案どおり承認可決された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独

立役員として届け出る予定であります。
4．当社は、監査等委員である取締役各氏との間で、会社法第423条第１項に定める責任について、法令が規定する額を責任限度額とする契約を締結しております。本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は北方宏樹氏との間で上記契約を締結する予定であります。
5．当社は、当社及び一部の子会社における全ての取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む。）、監査役及び執行役員を被保険者とし、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により塡補することとしております。北方宏樹氏が監査等委員である取締役に選任され、就任した場合には、同氏も当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6．第１号議案「吸収分割契約の承認の件」、第２号議案「定款の一部変更の件（１）」及び第３号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生した場合、本株式交換の効力発生日（2027年４月１日（予定））をもって、仁田裕也氏及び小出恵美子氏は当社の監査等委員である社外取締役を辞任する予定です。
7．北方宏樹氏の「所有する当社株式及び月島ホールディングス株式の数」については、2026年９月30日時点の数を記載しております。なお、本株式交換の効力が発生した場合、月島ホールディングスの普通株式１株に対して当社の普通株式0.88株が割当て交付されることになります。

【ご参考】スキル・マトリクス（本株式交換後の体制）

役　職	氏　名	企業経営	財務会計	法務・リスクマネジメント	人事労務・人材開発	環境・安全・品質	技術・開発・情報	当社関連事業経験
代表取締役 会長	田中　利一	○		○	○	○		
代表取締役社長 社長執行役員	川﨑　淳	○	○	○	○			
取締役副社長 副社長執行役員	高野　亨	○	○	○	○			
社外取締役	志村直子		○	○	○			
	和田篤也				○	○	○	
	中山美加	○		○			○	
監査等委員 （常勤）	酒見伸一					○	○	○
	増田純一	○	○	○	○			
監査等委員 （非常勤）	北方宏樹		○	○	○			

※上記の一覧表は各人がより専門性を発揮できる領域を４つまで記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。

第９号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の総額は、2016年６月29日開催の第92回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、今般、本経営統合に伴う経営体制の変更等の諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬等の総額を年額100百万円以内と改めて設定させていただき、その範囲内において基本報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案は、本経営統合に伴う経営体制の変更、役員報酬体系やその支給水準、役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定しており、相当であると判断しております。

現任の監査等委員である取締役は４名（うち社外取締役３名）でありますが、第１号議案「吸収分割契約の承認の件」、第２号議案「定款の一部変更の件（１）」及び第３号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生した場合、現任の監査等委員である社外取締役のうち仁田裕也氏及び小出恵美子氏は、本株式交換の効力発生日（2027年４月１日（予定））をもって、当社の監査等委員である社外取締役を辞任する予定ですので、第８号議案「経営統合に伴う監査等委員である取締役１名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役２名）となります。

なお、本議案に係る監査等委員である取締役の報酬等の額決定の効力は、第１号議案「吸収分割契約の承認の件」、第２号議案「定款の一部変更の件（１）」及び第３号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生すること、並びに第８号議案「経営統合に伴う監査等委員である取締役１名選任の件」及び本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本株式交換の効力発生日（2027年４月１日（予定））に生じるものといたします。

本議案については、監査等委員である取締役全員から、特段指摘すべき事項はないとの意見を受けております。

第10号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

なお、補欠の監査等委員である取締役候補者の選任の効力は、第１号議案「吸収分割契約の承認の件」、第２号議案「定款の一部変更の件（１）」及び第３号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生すること、並びに本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本株式交換の効力発生日（2027年４月１日（予定））をもって生じることといたします。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式及び月島ホールディングス株式の数
 小林（こばやし）　雅人（まさと） (1960年4月5日生)	1986年４月　司法修習修了・弁護士登録 湯浅・原法律特許事務所弁護士 1997年２月　日本オラクル（株）社外監査役 1997年７月　平川・佐藤・小林法律事務所パートナー弁護士 2003年２月　シティユーワ法律事務所パートナー弁護士（現在に至る） 2020年１月　月島機械（株）（現月島ホールディングス(株)）社外監査役 2020年６月　（株）イーブックイニシアティブジャパン社外取締役 2020年12月　（株）日本共創プラットフォーム社外監査役(現在に至る) 2021年３月　三井海洋開発（株）社外取締役（現在に至る） 2026年６月　野村不動産ホールディングス（株）社外取締役監査等委員（現在に至る）	当社株式 0株 月島ホールディングス株式 0株

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

小林雅人氏は弁護士として企業法務に精通しており、高度な専門知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなった場合には、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注) １．小林雅人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．小林雅人氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

3．小林雅人氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4．当社は、監査等委員である取締役各氏との間で、会社法第423条第１項に定める責任について、法令が規定する額を責任限度額とする契約を締結しております。小林雅人氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で上記契約を締結する予定であります。
5．当社は、当社及び一部の子会社における全ての取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む。）、監査役及び執行役員を被保険者とし、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により塡補することとしております。小林雅人氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏も当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6．小林雅人氏の「所有する当社株式及び月島ホールディングス株式の数」については、2026年９月30日時点の数を記載しております。なお、本株式交換の効力が発生した場合、月島ホールディングスの普通株式１株に対して当社の普通株式0.88株が割当て交付されることになります。

第11号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等（役員賞与）及び非金銭報酬等としての業績連動型株式報酬により構成しております。本議案は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除き、以下、本議案において「対象取締役」といいます。）に対して、非金銭報酬等としての譲渡制限付株式に係る報酬の決定を次のとおりお願いするものであります。

今般、本経営統合に伴い、これまで月島ホールディングスが同社の取締役（社外取締役を除く。）に対して導入していた譲渡制限付株式報酬制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入することにより、対象取締役に本経営統合後の三菱月島化工機ホールディングスグループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象に、非金銭報酬等として、新たに譲渡制限付株式に係る報酬枠を設定することといたしたいと存じます。本議案による報酬枠は、第７号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」及び第12号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」においてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠として設定するものです。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。但し、社外取締役及び監査等委員である取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年25,000株以内といたします（但し、本議案が原案どおり承認可決され、本議案に係る報酬決定の効力が発生した日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）。

なお、その１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

（1）譲渡制限期間
対象取締役は、割当てを受けた日から、３年間から30年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任時の取扱い
対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除
上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記（2）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位のいずれからも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い
上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項
本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

本議案をご承認いただいた場合には、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針をご承認いただいた内容と整合するよう改定し、譲渡制限付株式に係る報酬の内容、算定方法及び支給時期等について規定することを予定しております。
本議案は、本経営統合に伴う経営体制の変更、役員報酬体系やその支給水準、役員の員数及び今後の動向

等を総合的に勘案して決定しており、必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。
現在の対象取締役は４名でありますが、第１号議案「吸収分割契約の承認の件」、第２号議案「定款の一部変更の件（１）」、第３号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生した場合、現任の取締役のうち矢島史朗氏、井上隆氏及び宮本智成氏は、本株式交換の効力発生日（2027年４月１日（予定））をもって、当社の取締役を辞任する予定ですので、第６号議案「経営統合に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本株式交換の効力発生日（2027年４月１日（予定））における対象取締役は３名となります。
本議案に係る報酬決定の効力は、第１号議案「吸収分割契約の承認の件」、第２号議案「定款の一部変更の件（１）」及び第３号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生すること、並びに第６号議案「経営統合に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」及び本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本株式交換の効力発生日（2027年４月１日（予定））に生じるものといたします。
なお、月島ホールディングスがこれまでに同社の取締役（社外取締役を除く。）に付与した譲渡制限付株式については、2026年12月４日開催予定の同社の臨時株主総会の第３号議案「取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件」が承認可決されることを条件として、本株式交換に伴い当該譲渡制限付株式に代えて交付される当社の普通株式に譲渡制限を引き続き課す形で置き換えられる予定であり、当社はそのために必要な合意を同社と行う想定です。
本議案については、監査等委員会から、対象取締役に求められる役割等、諸事情を勘案し、相当であるとの意見を受けております。
なお、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない委任契約の執行役員並びに当社子会社の取締役及び委任契約の執行役員の一部に対しても、対象取締役に対するものと概ね同様の譲渡制限付株式を取締役会の決議により割り当てる予定です。

第12号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等（役員賞与）及び非金銭報酬等としての業績連動型株式報酬により構成しております。本議案は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除き、以下、本議案において「対象取締役」といいます。）の報酬である非金銭報酬等としての業績連動型株式報酬の額及び内容について次のとおり決定することをお願いするものであります。

当社は、2017年６月29日開催の第93回定時株主総会において、当社の対象取締役の非金銭報酬等として、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を、当社が拠出する金員を連続する３事業年度を対象として1.8億円以内とし、信託期間中１事業年度に対象取締役に付与される株式数を32,000株以内として導入することについて決議いただいております。また、2022年６月29日開催の第98回定時株主総会において、本制度を一部改定のうえ継続することについて決議いただき、さらに、2025年６月27日開催の第101回定時株主総会において、本制度の対象者に当社の取締役を兼務しない委任契約の執行役員（国内非居住者を除きます。以下、本議案において、「対象執行役員」といい、対象取締役と併せて「対象取締役等」といいます。）を加え、併せて、業績達成度を評価する指標の変更及びクローバック条項の追加に伴い本制度の内容を一部改定することについて決議いただいております。

今般、本経営統合に伴う経営体制の変更等の諸般の事情を勘案し、本制度において当社が拠出する金員を１事業年度当たり0.6億円以内とし、信託期間中１事業年度に対象取締役等に付与されるポイント数（株式数）を9,000ポイント（27,000株相当）以内と改めて設定させていただきたいと存じます。本議案による報酬枠は、第７号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」及び第11号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」においてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠として設定するものです。

本議案は、本経営統合に伴う経営体制の変更、役員報酬体系やその支給水準、役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定しており、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであることから、必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

現在の対象取締役は４名でありますが、第１号議案「吸収分割契約の承認の件」、第２号議案「定款の一部変更の件（１）」、第３号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生した場合、現任の取締役のうち矢島史朗氏、井上隆氏及び宮本智成氏は、本株式交換の効力発生日（2027年４月１日（予定））をもって、当社の取締役を辞任する予定ですので、第６号議案「経営統合に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本株式交換の効力発生日（2027年４月１日（予定））における対象取締役は３名となります。また、現在の対象執行役員は１名でありますが、本株式交換の効力発生日（2027年４月１日（予定））において本制度の対象となる対象執行役員は４名となります（なお、同日における対象執行役員は７名ですが、そのうち３名については当社子会社の取締役又は委任契約の執行役員を兼務しており、当社子会社において今後導

入予定の本制度と概ね同様の制度の対象となるため、本制度の対象とはしておりません。)。
なお、本議案に係る報酬決定の効力は、第１号議案「吸収分割契約の承認の件」、第２号議案「定款の一部変更の件（１)」及び第３号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生すること、並びに第６号議案「経営統合に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」及び本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本株式交換の効力発生日(2027年４月１日（予定)）に生じるものといたします。
本議案については、監査等委員会から、対象取締役等に求められる役割等、諸事情を勘案し、相当であるとの意見を受けております。

本制度における報酬等の額・内容等
（１）本制度の概要
本制度は、当社が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて対象取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の交付及び給付（以下「交付等」といいます。）を行う株式報酬制度です。(詳細は下記(２)以降のとおりです。)

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) ・当社の取締役を兼務しない委任契約の執行役員（国内非居住者を除く。)
②当社が拠出する金員の上限（下記(２)のとおり。)	・１事業年度当たりの上限額である0.6億円に当社の掲げる中期経営計画の対象となる事業年度に応じた事業年度数を乗じた額(なお、2025年度から開始している現行の対象期間については３事業年度を対象として1.8億円)
③本信託から対象取締役等に交付等がなされる当社株式（換価処分の対象となる株式を含む。)の数の上限及び当社株式の取得方法（下記(２)及び(３)のとおり。)	・１事業年度当たりに対象取締役等に付与される付与ポイント数の上限は9,000ポイントに対象期間に応じた事業年度数を乗じた数（なお、2025年度から開始している現行の対象期間については３事業年度を対象として27,000ポイント) ・当該ポイントに相当する当社株式の数の発行済株式の総数(2026年９月30日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.12% ・当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない

④業績達成条件の内容（下記(３)のとおり。）	・業績連動部分につき、毎事業年度の会社業績指数（連結売上高等）の経営計画に対する達成度に応じて変動（０～150％の範囲で決定） ※足元は本経営統合の過渡期であるために連結売上高を採用するが、2028年度以降は新たな中期経営計画に基づき、指標を見直す予定
⑤対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記(４)のとおり。）	・原則として当社又は当社の子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも退任した後

（２）当社が拠出する金員の上限

本制度は、当社の掲げる中期経営計画の対象となる事業年度を対象期間とします。なお、今後、外部環境に応じて中期経営計画の対象となる期間を見直した場合には、当該期間に対応した期間を対象期間として定めることとします。

当社は、１事業年度ごとに、対象取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために、0.6億円（2025年度から開始している現行の対象期間については３事業年度を対象として1.8億円）を上限とする金員を拠出し、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とし、対象期間を対象とした信託（以下「本信託」といいます。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中、毎年、対象取締役等に付与ポイント（下記(３)に定めます。）の付与を行い、対象取締役等が当社又は当社の子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも退任した後（対象取締役等が死亡した場合は死亡後。以下同じです。）に付与ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」といいます。）に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を対象期間に合わせて延長します。当社は、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、１事業年度当たりの上限額である0.6億円に対象期間の事業年度数を乗じた金額の範囲内とします。

（３）対象取締役等が取得する当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含みます。）の算定方法及び上限

対象取締役等に対して交付等が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含みます。）は、

以下に定める累積ポイント数に基づき、定まります。なお、１ポイント＝３株（2025年４月１日を効力発生日とする、当社普通株式１株を３株とする株式分割を反映）とし、１ポイント未満の端数は切り捨てます。本信託に属する当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、以下に定める基本ポイントの算定式及び１ポイント当たりに交付等が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含みます。）を調整します。
対象取締役等には、信託期間中の毎年６月に、役位ごとにあらかじめ定められる基本ポイントのうち50％を「業績連動部分」、残りの50％を「非業績連動部分」とし、以下の算定式で計算されるポイントが付与ポイントとして分けて付与されます。
「業績連動部分」は各事業年度における中期経営計画の目標値に対する業績達成度に応じて、基本ポイントの０～150％の範囲で変動します。業績達成度を評価する指標は、連結売上高等とします。業績達成度を評価する指標に連結業績数値を採用することにより、当社グループ全体の統合シナジーの早期実現と業績向上を目指すインセンティブとします。足元は経営統合の過渡期であるために連結売上高を採用しますが、2028年度以降は新たな中期経営計画に基づき、指標を見直す予定です。
なお、対象期間中の各事業年度に対応する職務執行期間の途中で退任した対象取締役等（各事業年度末又は定時株主総会をもって任期満了により退任する対象取締役等を除く。）には、当該対象取締役等の直前の職務執行期間の開始から退任時までの在任期間に応じた基本ポイントがその時点で付与されます。また、各事業年度末又は定時株主総会をもって任期満了により退任する対象取締役等に対しては、最後の職務執行期間に応じた基本ポイントに、事業年度末に退任する場合は当該事業年度、定時株主総会にて退任する場合には定時株主総会の開催日の直前の事業年度における業績達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与されます。
（基本ポイントの算定式）
役位別に定める基本金額　÷　対象期間の開始する事業年度の８月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て）÷　3
（付与ポイントの算定式）
基本ポイント　×　50％　＋　基本ポイント　×　50％　×　業績連動係数
受益者要件を充足する者には、本信託から、累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を行うものとします。
本信託の信託期間中に対象取締役等に付与するポイントの総数は、１事業年度当たり9,000ポイントを上限とします。この付与ポイント総数の上限は、上記(２)の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

（４）対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期
受益者要件を充足した対象取締役等は、当該対象取締役等が当社又は当社の子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも退任した後（死亡時を除きます。）に、上記(３)に基づき算出される累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該対象取締役等は、当該累積ポイント数の50％に相当する当社株式（単元未満株式は切り捨て）について交付を受け、残りについては本信託内

で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。
なお、信託期間中に対象取締役等が死亡した場合、死亡後に上記(3)に基づき算出される累積ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該対象取締役等の相続人が受けるものとします。

（5）本信託内の当社株式に関する議決権
本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

（6）クローバック
決算上の重大な過失・不正による決算内容の重大な修正、決算関連以外でも当社企業価値に影響を与えうる重大な不正・違反が生じた場合、当社は、対象取締役等に対し、本制度における交付済み株式数（納税資金のために売却した株式数を含みます。）に返還を通知した日の東京証券取引所における当社株式の終値を乗じて得た額につき、一部又は全額の返還請求を行うことができるものとします。なお、返還の対象となり得る報酬は、該当事由が認められた事業年度及びその前の３事業年度の対価として受け取った業績連動型株式報酬とします。

（7）その他の本制度の内容
本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、対象取締役等のほか、当社子会社の取締役及び委任契約の執行役員の一部に対しても、本制度と概ね同様の業績連動型株式報酬制度を導入し、必要な事項を取締役会の決議によって決定します。また、本制度の詳細については、2026年10月30日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入、及び業績連動型株式報酬制度の再設定に関するお知らせ」をご参照ください。

第13号議案 資本準備金の額の減少の件

当社の株主の皆様への継続的な配当及び本経営統合後における自己株式の取得を含む今後の資本政策の機動性及び柔軟性を確保することを目的として、会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額を減少させ、減少する資本準備金の全額をその他資本剰余金に振り替えることのご承認をお願いするものであります。

本議案に係る資本準備金の額の減少は、第１号議案「吸収分割契約の承認の件」、第２号議案「定款の一部変更の件（１）」及び第３号議案「株式交換契約の承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生すること、並びに本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本株式交換の効力発生日（2027年４月１日（予定）。本株式交換の効力発生日が変更された場合には、当該変更後の効力発生日）に効力を生じるものといたします。

資本準備金の額の減少の内容

（１）減少する資本準備金の額

資本準備金の額を43,000,000,000円減少し、同額をその他資本剰余金に振替いたします。

（２）資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2027年４月１日を予定しております。

以　上

株主総会会場ご案内図

〒212-0014　川崎市幸区大宮町１番地５　カワサキデルタ　JR川崎タワーオフィス棟３階

ステーションコンファレンス川崎　Room D



JR川崎駅からのアクセス

①「中央北改札」または「中央南改札」を出て西口改札方面へ　②「ラゾーナ川崎プラザ」手前で左折し、歩行者デッキへ　③歩行者デッキを直進する　④「ホテルメトロポリタン川崎」の横の道をそのまま直進する　⑤突き当たり「ファミリーマート」のとなり、カワサキデルタビル入口よりエントランスへ　⑥エントランス正面のエスカレーター（階段）で3階コンファレンスへ

京急川崎駅からのアクセス

❶「中央口改札」を出て駅構内を直進し、右手の道路に出る　❷道路を出たら駅を背にして信号を渡り、そのまま直進する　❸T字路に出たら、「JR川崎駅」への矢印看板を目印に右へ曲がる　❹信号を渡り左に曲がる　❺アトレ川崎（駅ビル）の横の道を直進する　❻次の角を右に曲がるとJR 川崎駅構内へ入るので、直進しエスカレーターを上がる続きは、上記「JR川崎駅」からのアクセス①～⑥と同様になります

● JR東海道線　南武線　京浜東北線
「川崎駅（西口）」より徒歩３分

● 京急線「京急川崎駅」より徒歩10分
※羽田空港から約30分「京急空港線16分→京急川崎駅徒歩10分」